

■入札説明書等に対する第2回質問への回答

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
1	入札説明書	6	2	1	(13)	1)	①		入札説明書に対する質問への回答(第1回)No.3に記載の内容に関連して確認させていただければと存じます。サービス購入料A-1とA-2は提案審査様式集2-2にて提案することになっており、この提案内容が特定事業契約書に記載されるものと理解いたしました。事業開始以降に設計変更などにより起債対象となる施設整備業務の費用が変わる場合、サービス購入料A-1の見直しを行うのでしょうか。あるいは、サービス購入料A-1は変更せずに、サービス購入料A-2(元本部分)にて調整するのでしょうか。	事業開始以降にサービス購入料Aに関する事業費の変更があった場合、サービス購入料A-2を変更すると再構成に係る費用等が発生する場合がありますため、サービス購入料A-1のみを変更することとします。
2	入札説明書	11	3	3	(3)	1)	③		火葬炉企業が火葬炉の工事監理を実施する場合、工事監理企業として参加資格申請書は必要でしょうか。	工事監理企業の管理・指導のもと、火葬炉の整備に関する範囲に限定して火葬炉企業が工事監理業務を担うことは、工事管理担当者と監理担当者との独立性を確保した体制とすることを条件に認めます。この場合、火葬炉企業に工事監理企業としての参加資格は求めないため、工事監理企業としての参加資格申請は不要です。
3	入札説明書	11	3	3	(3)	2)	⑤		納税証明書について、例えば県外に本社を有し、松山市内に営業所を有する企業が、本社名義で参画する場合、「[その他の事業者]」に記載の納税証明書を取得する形で問題ないでしょうか。	本社名義で参画される場合であっても、松山市内に営業所を有する場合は[松山市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者]に記載の納税証明書を提出してください。
4	入札説明書	12	3	3	(3)	2)	⑤		国税の納税証明書について、「その3」の提出が求められている事業者が「その3の3」を提出することで消費税及び地方消費税の未納がないことを証明してもよいでしょうか。	消費税及び地方消費税の未納がないことを証明する書類として、「未納税額のない納税証明書その3の3」を提出しても構いません。
5	入札説明書	13	3	3	(7)	1)			提案書の受付について、期限のみ記載がありますが、参加資格審査の結果通知日以降の開庁時間であればいつ提出してもよいでしょうか。	提案書は令和6年9月20日(金)の9時から15時までの間に提出してください。
6	入札説明書	18	3	4	(4)	6)	①③		火葬炉企業が工事監理企業を兼ねることが条件付きで認められていますが、火葬炉企業のため、「建築関係建設コンサルタント」登録及び「延床面積1,000㎡以上の工事監理実績」の要件を満たすことができません。火葬炉の工事監理部分においては、当該資格要件を免除していただけないでしょうか。	No.2の回答をご参照ください。なお、火葬炉企業が火葬炉以外の工事監理を行う場合は、工事監理企業に求めている要件を満たしてください。
7	要求水準書	11	2	1	(1)	1)			現斎場及び、新斎場の敷地について、敷地の境界確定は松山市で行われると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	要求水準書	13	2	1	(5)				造成工事について、前回の質疑回答より、愛媛県土木工事施工管理基準(H31.4)の24道路土工を確保した造成工事によって、沈下は発生しない見込みと考えてよろしいでしょうか。	5月20日公表の「入札説明書等に関する第1回質問への回答」No.21の回答のとおり、造成工事は、愛媛県土木工事施工管理基準(H31.4)のP2-83、24道路土工での必須項目を確保した状態で終了する予定です。
9	要求水準書	13	2	1	(4)				既存斎場敷地の雨水の放流先は、敷地西側の河川と考えてよろしいでしょうか。	雨水は、敷地西側の河川以外にも排水しています。
10	要求水準書	14	2	3	(2)		③		「入札説明書等に対する質問への回答No.51」では、進入路の延長幅を35mと回答されましたが、基本計画では18m幅員の記載があります。基本計画から延長が伸びた理由をご教示お願いいたします。また車道・歩道以外に利用される目的があれば、ご教示お願いいたします。	詳細設計において、警察との交差点協議により、大型車両(バス等)の進入を考慮した結果、延長が35mに変更になっています。また、車道・歩道以外の利用は想定していません。
11	要求水準書	15 27	2 2	3 6	(3) (3)	1) 10)			「要求水準書」および「入札説明書等に対する質問への回答No.16」による、入札前段階におけるの許認可関連部局との協議では、確定にいたらない可能性があります。公平な入札条件とするため、下記の与件設定をお願いいたします。 ・敷地造成に伴う開発関連の必要施設整備の有無(調整池等) ・火葬炉関連室に対する特殊消火設備の有無	本事業で調整池の設置は不要です。特殊消火設備については、関係法令や防災面等を考慮し、提案してください。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
12	要求水準書	15 27	2 2	3 6	(3) (3)	1) 10)			上記No11の質問内容について、実際の設計時協議において、許認可関連部局との詳細打合せにより、与件に対する変更があった場合、変更協議対象として扱って頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	市からの要望により変更した場合は、協議に応じます。
13	要求水準書	22	2	5	(5)	1)	①		「建物内は禁煙とし、屋外に喫煙コーナーを設置すること」とありますが、特に屋根・壁などで仕切らずとも、灰皿が設置されていて喫煙可能な場所という理解でよろしいでしょうか。	喫煙コーナーの仕切りについては、事業者の提案とします。ただし、非喫煙者との動線交差を避けるなど、来場者が快適に過ごせるような配慮をしてください。
14	要求水準書	25	2	6	(2)	7)	②		「本施設は山間部にあり、電気通信事業者のサービス回線が届きにくいことから、来場者が待合ホールや待合室で快適に待機できるよう無線 LAN 設備を施設内に整備すること」とありますが、通話ができない場合のアンテナの増設などの費用は市が負担して頂けるのでしょうか。	携帯電話の通話品質を向上させるため、自らが提案した入札価格の範囲において電気通信事業者に働きかけることは、事業者の提案とします。
15	要求水準書	25	2	6	(2)	6)	⑤		自家消費を前提とあるが、前提としている意図をお教えください。またこの前提の意図に沿った提案は可能でしょうか。例自家消費をした上でも余る発電電力の外部への供給（余剰売電含む）等	松山市では、本市事業により排出される温室効果ガスの削減のため、太陽光発電システムを設置する場合は自家消費型とする方針としており、要求水準書にその旨を記載しています。しかし、余剰売電を否定するものではなく、施設整備にあたり、余剰電力が生じる場合には、必要な手続き等を行った上で、余剰電力を販売し、市の収益とすることは、ライフサイクルコストの低減や環境負荷軽減に資する提案として、可とします。この場合、売電収益をSPCが得ることを前提としてサービス購入料Cを提案することは認めません。
16	要求水準書	25	2	6	(2)	6)	⑤		太陽光や自然エネルギーによる発電設備の導入検討において、提案によっては発電した電力の売電も可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 15の回答をご参照ください。
17	要求水準書	30	2	7	(5)	1)	③		第1回でご回答いただいた点について、供用開始時は14炉を対象とし、その後維持管理運営期間中は毎年2炉（同系列の2炉分）の実施との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	要求水準書	47	3	6	(2)	3)			騒音に関する基準に（全炉稼働時）との記載があります。ここで示される規制値は火葬炉の騒音と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	要求水準書	47	3	6	(2)	3)			騒音に関する基準に敷地境界線上の規制値があります。東側道路に対する規制値と考えてよろしいでしょうか。計画地の西側、南側は造成法面となります。また、計画地は騒音規制法の対象区域外になります。敷地形状から敷地境界線と建物の距離を離し距離減衰で騒音を示された規制値とすることは難しく、何らかの騒音を規制する装置などが必要になり工事費の上昇に繋がります。	敷地境界線上の規制値は、原則4方向地点での検査を想定していますが、合理的な理由があれば測定箇所を減らしても構いません。騒音に関する基準は、要求水準書に示す値を満たすようにしてください。
20	要求水準書	60	5	11			④		「備品標示票」とありますが、貴市で所定の書式があるのでしょうか。	備品標示票とは、市所定の「備品シール」であり、書式は市が定めています。
21	要求水準書	67	6	6			②		貴市が指定する金融機関をご教示ください。また納付に当たっては貴市より事業者へ納付書等が交付され、送金手数料が発生しないという理解で宜しいでしょうか。	公金を納付できる金融機関は市ホームページに掲載しています。 https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kaikei/oshirase/koukinnoufu.html また、納付書は市所定の様式を事業者が作成するものとなりますが、送金手数料は発生しません。
22	要求水準書	67	6	9			①		収骨の所要時間を15分程度と想定されていますが、あくまで貴市の想定であり、ここから時間が伸縮しても要求水準未達にはならないと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりですが、定刻での稼働を維持するよう努めてください。
23	要求水準書	68	6	11			①		胞衣等の火葬は、要求水準書別紙7の肢体、土葬骨の火葬で宜しいでしょうか。	胞衣等は、死産児、肢体、土葬骨です。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
24	要求水準書	68	6	11			①		要求水準書別紙7の肢体はどちらが火葬を依頼されているのでしょうか。	基本的には、葬祭業者から依頼を受けています。
25	要求水準書	68	6	11			①		肢体の火葬はどのタイミングで実施するのでしょうか。(一般火葬がない夕方に実施している等)	特に定めはありません。
26	要求水準書	68	6	11			①		要求水準書別紙7では月に5件の肢体火葬の実績もあります。1件毎に火葬を行っているのでしょうか。それともある程度の重量をまとめて火葬しているのでしょうか。また、1件当たりの平均重量も教えてください。	1件毎に肢体の火葬を行っています。また、1件当たりの平均重量は把握していません。
27	要求水準書	68	6	11			②		袍衣等の火葬は電話で予約を受け付ければよいのでしょうか。	現斎場では電話にて受付していますが、斎場全体の運営に支障が出ないよう提案してください。
28	要求水準書	69	6	13			①		有人販売又は自動販売機を想定していますが、無人販売を認めない理由があればご教示ください。	物品販売の方法は事業者の提案としています。
29	要求水準書	69	6	14	(1)		②③		勤務計画や接遇マニュアル等は策定、作成すればよく、貴市への提出は不要との理解でよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、市が提出を求めた場合には、速やかに提出してください。
30	要求水準書							別紙2 事業区域	計画する斎場機能の必要に応じて事業区域の範囲外も事業者の負担により整備することは可能と考えてよろしいのでしょうか。	建築物は、要求水準書「別紙2 事業区域」P.1に示す事業用地区域の範囲内に計画してください。建築物以外については、斎場機能の必要に応じて、必要最小限の整備は可とします。
31	参加資格審査様式集						参-様式2	参加表明書	参-様式2について、各社1枚ごとに分けて記載することは宜しいのでしょうか。	参-様式2について、企業ごとに作成することも可とします。
32	参加資格審査様式集						参-様式3 (別紙10)	参加要件確認書 (その他の企業)	その他企業に該当する構成員がいない場合、別紙10は提出不要と考えてよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	提案審査様式集	5	3				②	(1)設計・建設に係る提案・提出書類	様式3-3と3-4のように、1枚に2様式を書く場合において、片方の様式が明らかに1/2以上を占めている場合、頁数制限を超えているとみなされ、一部が審査対象にならない場合もあるということでしょうか。	頁数制限を1/2枚と指定している様式については、記載すべき事項が含まれており、かつA4用紙に収まっていれば頁数制限を超えているとはみなしません。
34	提案審査様式集	8	3				②	提案図面等・提出書類	入札説明書などに関する質疑回答で主要な図面をDXF形式等で提出するよう回答がありましたが、図面にも着色やキャプション入れのため専用のソフトを用いて作成いたします。DXF形式等での提出は必要でしょうか。PDF以外にデータ提出が必要な場合は、着色や説明コメントなしのデータ提出としていただくようお願いいたします。	図面のDXF形式等でのデータ提出については、着色や説明コメントが含まれていなくても可とします。
35	提案審査様式集	8	3				②	提案図面等・提出書類	提案図面等提出書類内に外観透視図として外観鳥瞰図がありますが、追加で外観アイレベルの提出をしてよいのでしょうか。	外観アイレベルの提出も可とします。提出書類は、外観鳥瞰図と共にA3用紙1枚に収めてください。
36	提案審査様式集						提-様式2-1	入札書	ここでいう代理人は、提案書の提出者であり、参加資格審査で申請した代理人のみ認められる(代理人の変更は認めない)と理解してよいのでしょうか。また、封かんは封字でも問題ないのでしょうか。	代理人については、お見込みのとおりです。封かんは封字でも可とします。
37	支払方法説明書	2	2	1	(1)				起債対象となる施設整備業務の費用に関し、『入札説明書等に関する第1回質問への回答』のNo.69にてご回答済みですが、再度の確認させて下さい。 起債対象となるのは、『支払方法説明書』5頁に記載の施設整備業務のうち、①及び④乃至⑨の業務にかかる費用は含まれず、②設計業務及び③建設業務の費用から外構工事費を除いたもの、という理解で宜しいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	支払方法説明書	2	2	1	(1)				起債対象となる施設整備業務の費用に関し、『入札説明書等に関する第1回質問への回答』のNo.69にてご回答済みですが、再度の確認させて下さい。 起債対象とならない、外構工事費、現斎場の解体・撤去に係る設計費及び建設工事費はサービス購入料A-2、Bどちらに該当するかご教示いただけますと幸いです。	外構工事費はサービス購入料A-2に、現斎場の解体・撤去に係る設計費及び建設工事費はサービス購入料Bに該当します。

No.	公表資料名称	頁	第	1	(1)	1)	①	他	質問内容	回答
39	支払方法説明書	3	2	1	(4)				「物品販売業務及び事業者が市の承認を得て実施する自主事業に要する全ての費用（燃料費及び光熱水費を含む。）は、事業者の負担とする。」とありますが、この光熱水費の負担を含め、ライフサイクルコストの低減を踏まえた環境負荷低減の提案として、太陽光発電等の自家発電自家消費に寄与する設備導入において環境省も自治体等へ勧めているPPA等を活用した導入提案し運営時の手法を貴市と協議することを前提とした提案は可能でしょうか。	PPAによる太陽光発電設備の設置は認めません。
40	支払方法説明書	9	4	5	(1)	2)			サービス購入料A-2の支払い手続きについてですが、毎年度6月、9月、12月及び1月の各末日を締切日とさせていただきますが、6月、9月、12月及び3月という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。支払方法説明書の該当箇所は修正します。
41	支払方法説明書	11	5	1	(2)	3)	①		第1回入札説明書等に関する質問への回答（No.79）で物価変動の改定に用いる指標は本施設整備費と現斎場解体撤去及び跡地整備業務は同一指標と回答されていましたが、例えば本施設の構造がRCの時は現斎場解体・撤去及び跡地整備業務で用いる指標は構造別平均RCとの理解で宜しかったでしょうか。	対価改定の算定に用いる指標は、本施設（現斎場跡地駐車場等は含まれない）の施設整備業務については、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会）建築費指数統計表 都市別指数《高松》構造物平均」のうち事業者が提案した構造の「工事原価」を基本とし、入札日及び協議開始日の属する月の確報値とします。 また、「現斎場解体・撤去及び跡地整備業務」については、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会）建築費指数統計表 都市別指数《高松》構造物平均」の構造「RC」の「工事原価」を基本とし、入札日及び協議開始日の属する月の確報値とします。 なお、今回の回答により、5月20日公表の「入札説明書等に関する第1回質問への回答」No.79の回答を修正します。支払方法説明書の該当箇所は修正します。
42	特定事業契約書（案）								前回質疑にて特定事業契約に追記する旨の回答があったかと存じますが、公表時期についてご教示いただけますと幸いです。	特定事業契約書（案）を含む入札説明書等の修正版は、7月中旬に市ホームページにて公表します。